

参考資料②

(保険募集の委託の在り方)

平成23年11月11日
金融庁総務企画局企画課保険企画室

【保険募集等の委託の在り方（現行制度）】

① 保険募集を行うことができる者

- － 保険業法においては、保険募集の公正かつ適切な実施を確保するため、保険会社の保険契約の締結の代理又は媒介（保険募集）を行うことができるのは以下の者に限られている。（保険業法第 275 条）
- － 生命保険募集人及び損害保険代理店は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。（保険業法第 276 条）

（i）生命保険募集人

- － 生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険募集を行うもの（保険業法第 2 条第 19 項）

（ii）損害保険募集人

- － 損害保険会社の役員若しくは使用人、損害保険代理店* 又はその役員若しくは使用人（保険業法第 2 条第 20 項）

* 損害保険代理店…損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険募集を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの。（保険業法第 2 条第 21 項）

- － したがって、保険会社から保険募集の委託を受けた者が、更に別の者に再委託をすることは認められていない。

② 所属保険会社等の賠償責任

- － 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。（保険業法第 283 条） ※保険募集人に対しては、資力要件は課されていない。

【制度をめぐるこれまでの主な議論】

○ 規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）

④ 保険募集人等の委託の在り方についての見直し【平成15年度中に検討・結論】

現行の保険募集制度において保険募集人や保険代理店は、保険会社からの直接の委託を受けた者であって、その所属保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者としている。したがって、例えば保険会社の各店舗が行っている管轄地域の営業推進や代理店管理といった、いわば保険会社における販社的な業務を、大型の保険代理店等（総代理店）に外部委託することで保険会社の業務の効率化を図ろうとした場合、総代理店が管理する保険代理店は、それら販社的な業務を受託した総代理店を介した復代理による保険募集の委託契約を結ぶことができない。これについては、総代理店を介した復代理による保険募集に係る委託契約を認めることで、総代理店の傘下にある代理店に対する選任・管理責任の明確化や保険会社の機能を分化させ販社的な業務の外部委託による効率化が図れるとの指摘がある。

一方、これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要である。

したがって、保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う。

○ 規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）のフォローアップにおいて示された内容

- ・ 保険募集人等の委託の在り方の見直し（総代理店制度の導入）について検討を行ったが、
 - ① 保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、
 - ・ 保険会社が保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなる恐れがある、
 - ・ 保険会社が自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、
 - ・ 多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれ、
 - ② また、これらの問題に対応する方法として、
 - ・ 総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、
 - ・ 総代理店は、保険会社の子会社に限ること、
- 等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代理店は想定し難いこと、

③ 更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に委託する具体的なニーズが認められないこと、から、措置困難との結論に達した。

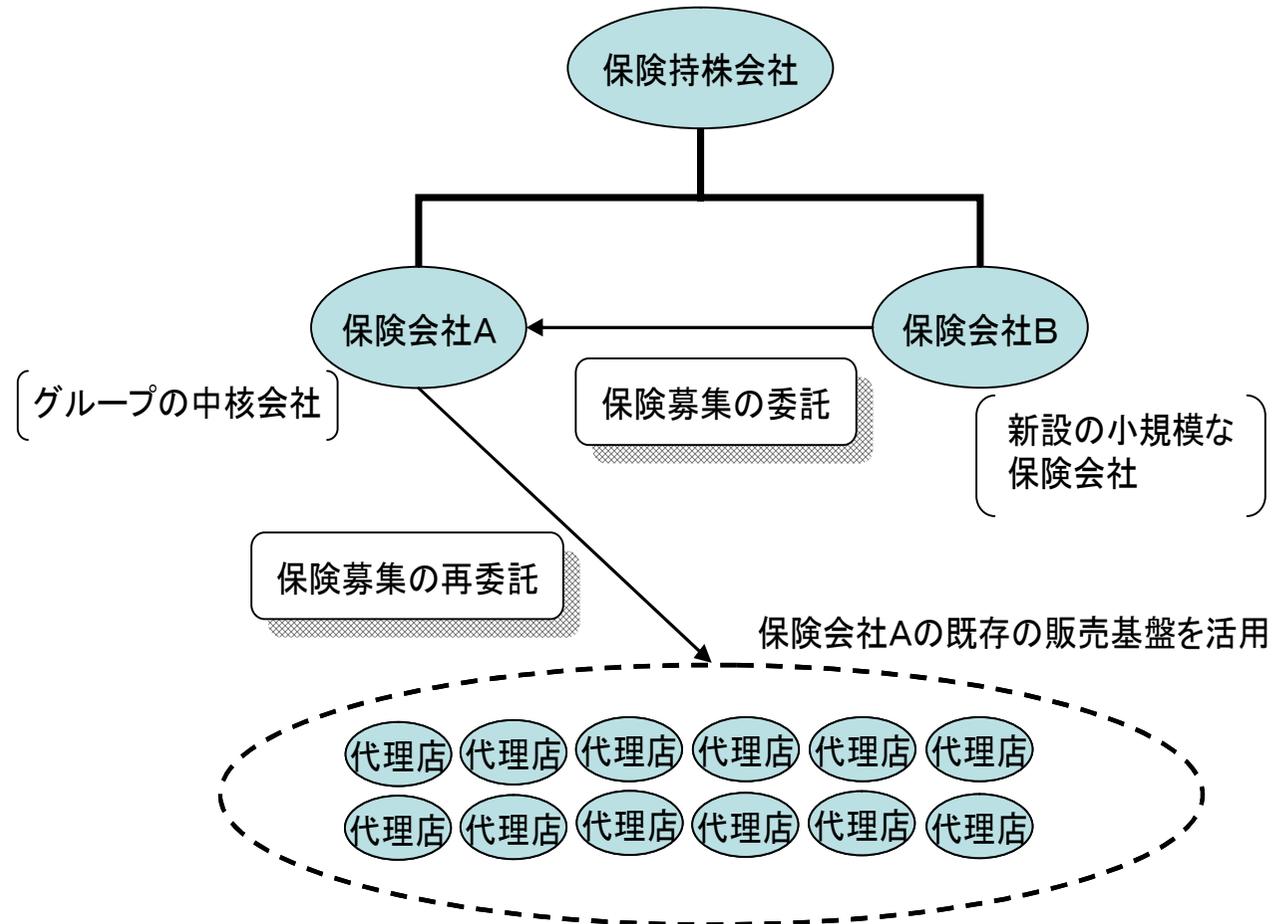
○ 「規制・制度改革に対する方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

(2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し

- ・ 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。〈平成 23 年度検討〉

【保険募集をグループ内の特定の保険会社に委託→販売代理店に再委託するケース】



※ [] は、これまでのWGにおいて要望があった例

<参考>

保険募集における損害賠償規定

- 保険業法第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一～二 (略)
 - 三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

銀行代理業における損害賠償規定

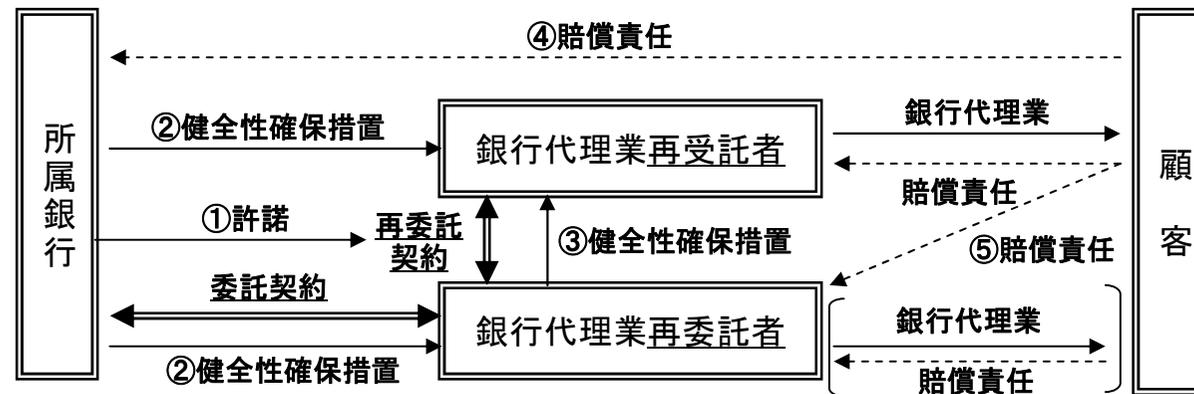
- 銀行法第52条の59 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 二 銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
 - 3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。
 - 4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

【業務の委託等にあたり保険会社及び銀行が講ずべき措置】

- 保険業法においては保険会社が第三者に業務を委託する場合、銀行法においては銀行がその業務の一部を銀行代理業者に行わせる場合に、その業務の適切性等を確保するため、それぞれ以下の措置を講じなければならないとされている。

【保険会社】第三者に業務を委託する場合に講ずべき措置 (保険業法施行規則第 53 条の 11)	【銀行】所属銀行が銀行代理業の適切性等を確保するために講ずべき措置 (銀行法施行規則第 34 条の 63)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力を有する者に委託するための措置 2. 受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等） 3. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置 4. 保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置（受託者が業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等） 5. 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置 2. 銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（業務の実施状況を確認し、的確に遂行しているかを検証、必要に応じ改善させる等） 3. <u>銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約・銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置</u> 4. 銀行代理業者による資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介について、必要に応じて自らが審査を行うための措置 5. 顧客情報の適切な管理を確保するための措置（所属銀行から顧客情報を不正に取得させない等） 6. 所属銀行や銀行代理業者の商号等、銀行代理業者であることを示す文字を当該店頭に掲示させるための措置 7. 銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置 8. 顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置（営業所の廃止の際、当該営業所の顧客に係る取引が支障なく引き継がれる等） 9. 顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置 <p>※ 銀行代理業再委託者が銀行代理業再受託者の業務の適切性等を確保するために講じなければならない措置についても準用される。</p>

【銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置】



◇再委託の許諾（銀行法52条の36第3項）

①銀行代理業再委託者は、所属銀行の許諾を得なければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

◇健全性確保措置（銀行法52条の58。具体的な措置は銀行法施行規則34条の63第1項各号）

②所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（銀行法52条の58第1項）

③銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。（銀行法52条の58第2項）

◇賠償責任（銀行法52条の59）

④所属銀行は、銀行代理業再委託者及び銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

⑤銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

●健全性確保措置は、委託契約書、再委託契約書の記載事項に該当。（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-2-3(9)）

例：所属銀行により再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置（銀行法施行規則34条の63第1項3号）

【委託契約書の記載例】

◎銀行代理業再委託者は、再委託契約を変更しようとする場合、所属銀行の許諾を得なければならない。

◎所属銀行は、銀行代理業再委託者に対し、再委託契約を変更・解除を求めることができる。

【再委託契約書の記載例】

◎再委託契約は、所属銀行の許諾を得ることなく変更できない。

◎所属銀行からの銀行代理業再委託者に対する再委託契約の変更・解除の指示により、再委託契約を変更・解除できる。

※委託契約書案、再委託契約書案は、銀行代理業の許可の申請の添付書類（銀行法施行規則34条の34）